

東北地方整備局(港湾空港関係) 災害時建設業事業継続力認定制度の概要

東北地方整備局 港湾空港部

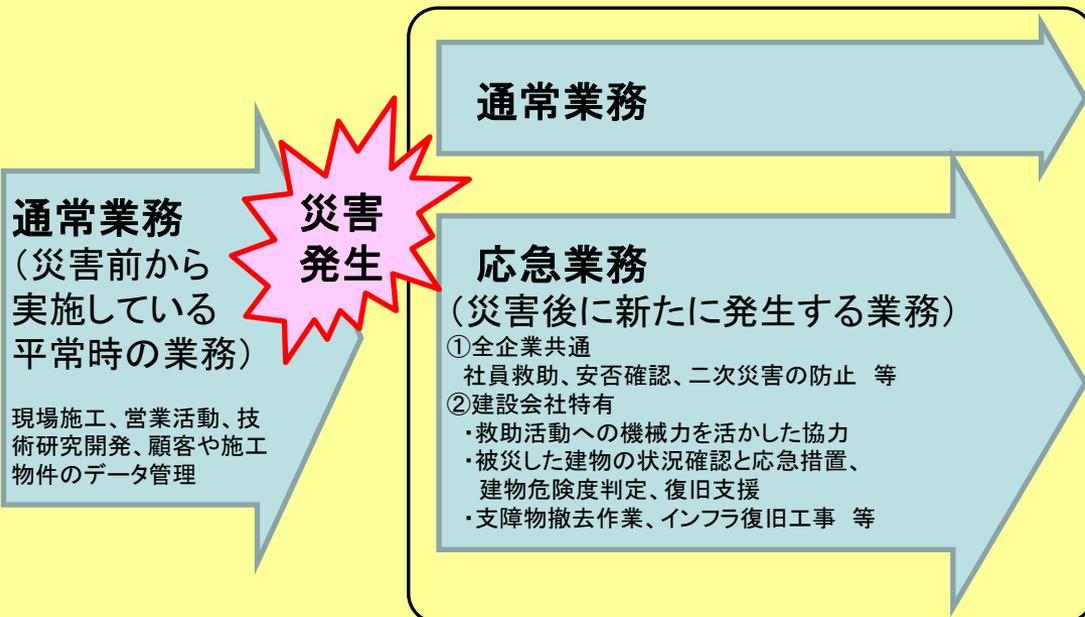
認定制度創設に至った経緯

【認定制度創設に至った経緯】

「港湾における地震津波対策のあり方（平成24年6月13日 交通政策審議会港湾分科会防災部会答申）」において、港湾の災害対応力の強化が求められており、災害発生前から実施している業務の継続はもとより、災害後新たに発生する応急復旧への対応は建設業の協力なしではなしえないことが先の東日本大震災の教訓としても継承されている。

そのことを受け、東北地方整備局港湾空港部では建設業の事業継続力を評価・認定することで、より一層の防災対応力向上を図ることを目的とし、本制度を創設することとなった。

【建設会社における事業継続計画】



災害時建設業事業継続力認定制度

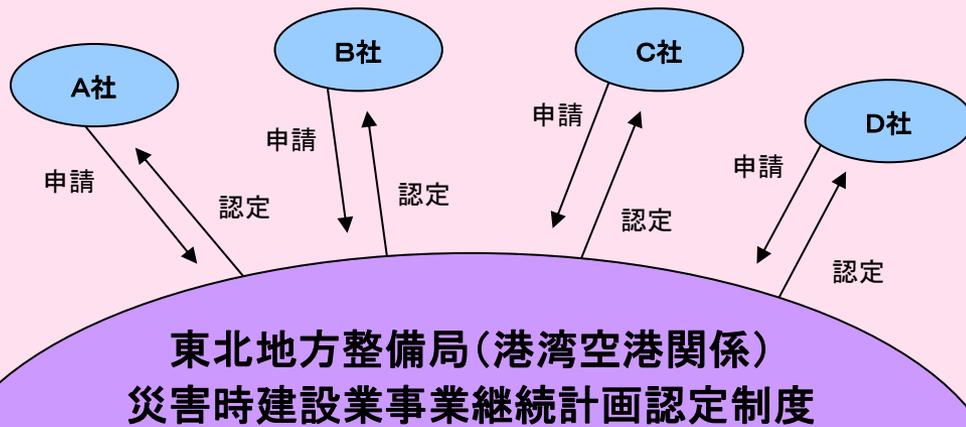
建設業の事業継続力向上

災害時の応急対策業務に関する協定締結団体の事業継続力向上

認定制度の概要

【災害時建設業事業継続力認定制度】

建設会社が備えている基礎的事業継続力を東北地方整備局港湾空港部が評価し、適合した建設会社に対する認定証の発行および、その建設会社を公表することにより、建設会社における事業継続計画の策定を促進し、東北地方整備局港湾空港関係業務の災害対応の円滑な実施と地域防災力の向上を目的として行う。



- 建設業事業継続計画の普及促進 ⇒ 地域防災力の向上
- 災害時に強い東北地方の建設業 ⇒ 企業力の向上
- 災害時の迅速な復旧・復興体制 ⇒ 地域・社会貢献

【申請・認定の対象】

- ・対象企業は次の要件を全て満たす建設会社
 - ①建設業法に基づく許可を受けていること
 - ②東北地方整備局における一般競争(指名競争)参加資格の決定(港湾空港関係5工種に限る)を受けていること
 - ③上記②の参加資格の申請時に提出した営業所一覧に記載された東北地方整備局管内に所在する本店、支店、営業所のいずれかにおいて「災害時事業継続計画」が策定されていること

【認定後の対応】

- ・認定証の交付を行うとともに東北地方整備局港湾空港部ホームページで会社名等を公開
- ・認定証の有効期間は原則2年間

【インセンティブ】

- ・総合評価落札方式における「地域精通度・貢献度」の項目で加点

認定に係る審査・認定フロー(概略)

〔建設業を営む企業〕

自社の業務継続計画(建設業BCP)の策定・運用

申請書類の作成
・自社のBCPを基に申請書類の作成

申し込み

〔東北地方整備局 港湾空港部〕

【審査・認定(原則として年1回:9月)】

申請内容の確認・審査・相談窓口(随時対応)
・申請した内容に不備がないか
・申請に関する相談窓口(港湾空港防災・危機管理課)

申請書類の提出期限

審査部会
・書類審査により認定委員会審議事項の決定

認定委員会
・認定の可否(認定、非認定、不適合、取消)の審議

認定

認定後の対応
・認定証の交付
・東北地方整備局ホームページで会社名等を公開

結果の受理
・認定、非認定、不適合、取消

通知

審査における確認項目

審査における確認項目と内容(概要)

災害時の基礎的な事業継続力を備えるうえで重要と考えている内容が記載されているか審査

確認項目	確認内容
重要業務の選定と目標時間の把握	A-1 受ける被害の想定 A-2 重要業務の選定 A-3 目標時間の把握
災害時の対応体制	B-1 社員および家族の安否確認方法 B-2 費用のさほどかからない対策 B-3 二次災害の防止 B-4 災害時の対応体制
対応拠点の確保	C-1 対応拠点、代替対応(連絡)拠点の確保 C-2 対応の発動基準
情報発信・情報共有	D-1 発災直後に連絡を取ることが重要な国、県、市町村等との相互連絡体制 D-2 災害にも強い連絡手段の準備
人員と資機材の調達	E-1 自社で確保している資源の認識 E-2 協力会社との緊急時の連絡先、連絡手段の相互認識
訓練と改善の実施	F-1 訓練計画および実施 F-2 事業継続計画の改善計画および平常時の点検計画 F-3 訓練、事業継続計画および点検の実施状況